

佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト
事業業務委託仕様書

佐賀県神埼市

佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト事業業務委託仕様書

1. 目的

佐賀県指定伝統的地場製品のひとつである神埼そうめんは、約 390 年の歴史を有し、明治初期に開発された製麺機によって、手延べから機械麺へと進化した結果、最盛期には全国に名を馳せ、300 軒もの製麺所が軒を連ねるほどの盛況を誇った。

神埼そうめんは、高品質な素材を生かした伝統的な製法を守り続けているものの、現状では他産地と比較して、認知度が低く、消費者の手に取られる機会が少なくなっている。この状況が、売上低迷や後継者不足、廃業を引き起こし、現在では事業者数が数社に減少、神埼そうめんは消滅の危機に瀕している。

本事業では、神埼そうめんの価値を再定義し、より多くの人に神埼そうめんの魅力を広く伝えるために、ブランド力強化を図るとともに、そうめんを軸としつつ、そばやうどん等の通年製造する麺類も含めた販路拡大や持続的な事業経営など、業界の活力を取り戻すために、伝統と革新を両立させた伴走支援に取り組む。

2. 委託業務

佐賀型伝統産業(神埼そうめん)進化実証プロジェクト事業業務委託

①神埼そうめんを軸とした麺事業全体のブランド力向上に係る業務

②販路拡大及び生産性向上に係る業務

③その他業務

※ 『別紙資料』を参照

3. 履行期間

契約締結の日から令和8年3月16日(月)まで

4. 業務内容

業務の概要を以下に示すが、この内容は、プロポーザルにおいて決定した受託者の企画提案により調整を行うものとする。

①神埼そうめんを軸とした麺事業全体のブランド力向上に係る業務

(1) 市場調査と消費者分析

神埼そうめんを軸とした麺事業全体(以下、神埼そうめん等)の消費者層を特定し、消費者のニーズや嗜好、購買動向を調査する。競合製品の動向も調べ、マーケットのギャップを特定する。

消費者ニーズを正確に把握し、神埼そうめん等がどのような特長をアピールすべきか、どの市場にターゲットを絞るべきかを明確にする。

(2) ブランド戦略の立案と実施

神埼そうめん等のブランド価値を再定義し、伝統的な製法や品質の高さを強調するブランド戦略を立案する。新たなブランドアイデンティティを構築し、ターゲット市場に向けたメッセージを明

確にする。

②販路拡大及び生産性向上に係る業務

(1) プロモーション活動

神埼そうめん等の魅力を広めるために、オンラインとオフラインでのプロモーション活動を実施する。広告キャンペーン、SNSを活用した情報発信、首都圏等での試食イベントなどを通じて、消費者に製品を直接体験してもらう機会を増やす。また、神埼市が実施するプロモーション活動においてノベルティを配布する際には、これに協力すること。なお、ノベルティ配布用の神埼そうめん等の購入費(上限 60 万円)については、見積書に積算すること。

(2)現状の事業評価・課題の整理

事業者ごとの事業評価と課題整理

(3) 品質管理と製品開発

伝統的な製法と高品質な原材料に基づいた製品品質の維持・向上を図る。新たな製品ラインやパッケージングの開発も検討し、特にヘルシー志向や品質を重視する消費者層への訴求を強化する。

(4) 業務プロセスの改善

働きやすい職場環境にするため、効率化できる部分を見つけて業務プロセスを改善する。生産ラインの最適化や新技術の導入によりコスト削減と品質向上を同時に図る。

③その他業務

(1)報告書の作成

今後の展開を含めた実績報告書を作成する。

(2)打合せ会議の開催

参加事業者及び佐賀県、神埼市との打ち合わせ会議とそのための資料作成、必要な助言を行う。

(3)DX 認定支援への協力・連携

参加事業者に対して佐賀県産業スマート化センターが行う DX 認定支援への協力

5. 契約履行

受託者は、契約の履行にあたり、本業務の目的並びに内容を十分理解すると共に、関係する法令・規則等を遵守し、円滑に進めるため知識、技術及び経験等を有する者をもって充てなければならない。

6. 留意事項

(1)資料の提供等

本業務の実施にあたり、必要な資料及びデータの提供は、本市が妥当と判断する範囲内で提供する。なお受託者は、本市から提供された資料を適切に保管し、特に個人情報、機密情報に係るものの保管は厳密に行うこと。

(2)再委託

受託者は、本業務の実施にあたり、原則として他の業者に再委託することを禁止する。ただし、一部再委託が必要な場合は、本市と協議を行った上で、承認を得る必要がある。

(3) 議事録・打合せ記録簿の作成等(データ含む)

受託者は、本業務の実施にあたり、本市と行う会議、打合せ等に関する議事録を作成し、本市にその都度提出して内容の確認を得るものとする。

(4) 報告・打合せ等

本業務の進捗の確認、問題の提起及び解決を図るため、本市と受託者にて必要に応じて報告・打合せを実施すること。なお、実施頻度、時期については、本市と受託者間で協議し、決定する。

(5) 第三者の知的所有権等

業務遂行において、第三者の知的所有権を扱う場合は、受託者の責において解決すること。

(6) 損害賠償

受託者は、業務上故意又は過失により委託者に損害を与えた場合、第三者に与えた損害を含めその賠償の責を負うものとする。また、作業の遅延などが原因で業務に支障をきたした場合、受託者が賠償の責めを負うものとする。

(7) 関係者間連携

神崎市や佐賀県、公益財団法人佐賀県産業振興機構さが産業ミライ創造ベースとの連携を図るとともに、これらに関わる各種の施設や機関、団体等との連携を強化し、相乗効果を生み出すこと。

7. 機密保持

(1) 受託者は、本業務に係る作業を実施するに当たり、本市から取得した資料(電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。)を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

①取得した時点で、既に公知であるもの

②取得後、受託者の責によらず公知となったもの

③法令等に基づき開示されるもの

④本市から秘密でないと指定されたもの

⑤第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に本市と協議の上、承認を得たもの

(2) 受託者は、個人情報について本市の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、又は複製しないものとする。

(3) 受託者は、本業務に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動・退職した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。

(4) 受託者は、本業務に係る検査後、受託者の事業所内部に保有されている本業務に係る本市に関する個人情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消すると共に、本市から貸与されたものについては、検収後1週間以内に本市に返却するものとする。

8. 成果物と納入方法

(1) 成果物として納品する書類は、以下のとおりとすること。

①各種検討・調査結果報告書 1部

1. 市場調査と消費者分析報告書(データ含む)
2. ブランド戦略の立案と実施報告書(データ含む)
3. プロモーション活動報告書(データ含む)
4. 現状の事業評価・課題の整理報告書(データ含む)
5. 品質管理と製品開発報告書(データ含む)
6. 業務プロセスの改善報告書(データ含む)
7. 実績報告書(データ含む)
8. 会議ごとの報告書(データ含む)

②その他 本市と受託者にて協議し必要と思われる書類 1部

③上記①から②と同じ内容を記録した原本データと原本データを PDF にしたデータを電子媒体(USBメモリー等)に入れて併せて納品すること。

④打合せ記録簿 1部

(2) 規格

①書式は自由とするが、原則A4版で作成すること。

②モノクロで分かりにくい書類についてはカラー印刷すること。

③Microsoft Office Word、Excel、PowerPoint で作成すること。

④図面データを作成する場合は、ファイル形式を、DXF フォーマット形式、または Microsoft Visio 等で扱える形式とすること。

⑤成果物として納品する書類は、チューブファイル等に綴じ、見出しを付けるなど整理して納品すること。

(3) 成果物の帰属

成果物及びこれに付随する資料は、すべて本市に帰属するものとし書面による本市の承諾を受けないで、他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。ただし、成果品及びこれに付随する資料に関し、受託者が従前から保有する著作権は、受託者に留保されるものとし、本市は本業務の目的の範囲内で自由に利用できるものとする。

(4) 納入場所

神崎市役所 産業振興部 商工観光課とする。

9. 検査

受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告書と業務に関する成果物等を提出すること。また、本市に対し「監督・検査・確認 申請書」(本市様式)を提出し検査を受けなければならない。

10. 委託料の支払い

委託料は、完了検査に合格した後、受託者が委託者に請求書を提出し、受託者が受理したときから30日以内に支払うものとする。

11. その他

- (1) 受託者は、本委託業務実施にあたっては、本市と密接な関係を保ちつつ円滑かつ効率的に作業を遂行するものとする。
- (2) 本業務に必要な機器の調達、通信費等は受託者の負担とする。
- (3) 本業務契約期間中の作業等に起因し、受託者の過失により本市に損害を与えた時は、補修に代えて、若しくは補修とともに損害賠償を請求することができる。
- (4) 本仕様書に記述のない個人情報の取り扱いについては、本市条例、規則の定めによる。
- (5) 各施設内に立入る場合は、施設管理者の服務規律に従うこと。建物、備品等の汚損、破損した場合は、原状に復すること。
- (6) 各個人宅内に立入る場合は、所有者の了承を得ること。家屋、家具等の汚損、破損した場合は、原状に復すること。
- (7) この仕様書は、大要を示すものであり、受託者は仕様書に明記されていない事項であっても、業務の遂行上当然必要な事項は誠実に履行すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と受託者が別途協議し決定する。

以上